

平成30年 3月29日（木）

津島市建設産業部産業振興課（横井、水上）

電話番号 0567-55-9653

## 農地転用許可に関する農地法の事務・権限の津島市への移譲について

平成28年4月1日に施行された農地法の改正に伴い、農林水産大臣が指定する市町村が、都道府県に代わり同法に定める農地転用許可等を行うことができる指定市町村制度が創設されました。

この度、津島市は、愛知県内で3番目となる農林水産大臣から指定市町村の指定を受け、農地転用許可等に関する事務・権限の移譲を受けることになりました。

なお、申請書類、許可基準につきましては従来と変更ありません。

	見直し（H28.4.1）前		見直し（H28.4.1）後	
許可を行うもの	4ha超	国	4ha超	都道府県（国協議） 指定市町村（国協議）
	4ha以下 2ha超	都道府県（国協議）	4ha以下	都道府県 指定市町村
	2ha以下	都道府県		

### 1 指定を受けた日

平成30年3月23日

### 2 指定の効力が生じる日（事務開始日）

平成30年7月1日

### 3 主な事務・権限

- (1) 農地の権利移動を伴わない転用（農地法第4条）及び農地の権利移動を伴う転用（農地法第5条）許可
- (2) 違反転用に対する処分に関する事

### 4 申請窓口

津島市農業委員会（市役所産業振興課内）

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

電話 0567-55-9653